

PFM改革の進捗を測るためのマトリックス (国名: ●●●)

情報ソース: PEFA (●●●年)

PFM機能	見る目	PEFA指標	PFMコア基準目安	PFM改革の進捗の尺度			
				レベル1 (PEFA=D)	レベル2 (PEFA=C)	レベル3 (PEFA=B)	レベル4 (PEFA=A)
01. 予算における法と制度的枠組	PFMの基本原則と基本ルールと所掌の明文化。順守ルールの仕組み	-	-	PFMに関する法令・規則が整備され、PFMの基本的な機能、所掌機関が明記されている。財政規律に関するルールは設定されているが、組織面のセットアップは存在しない。	PFMに関する法令・規則が整備され、PFMの基本的な機能、所掌機関が明記されている。財政規律に関するルールは設定され、組織面のセットアップが存在するが、意識されているとはいえない。	PFMに関する法令・規則が整備され、PFMの基本的な機能、所掌機関が明記されている。財政規律に関するルールは設定され、組織面のセットアップが存在し、意識されている。	PFMに関する法令・規則が整備され、PFMの基本的な機能、所掌機関が明記されている。財政規律に関するルールは設定され、組織面のセットアップが存在し、意識されている。
02. 予算の信頼性と執行能力	歳出総額の予算と決算の乖離	1	-	予算と決算で歳出総額が15%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち2か年未満に収まっている。	予算と決算で歳出総額が15%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。	予算と決算で歳出総額が10%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。	予算と決算で歳出総額が5%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。
	歳入内訳の予算と決算の乖離	2	2(i) B目安	予算と決算で所管別分類(行政機関別)の歳入内訳が15%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち2か年未満に収まっている。	予算と決算で所管別分類(行政機関別)の歳入内訳が15%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。	予算と決算で所管別分類(行政機関別)の歳入内訳が10%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。	予算と決算で所管別分類(行政機関別)の歳入内訳が5%以上の乖離が発生している年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。
	歳入総額の予算と決算の乖離	3	-	実際の歳入額が予算書上の92%未満または110%以上である年が過去3年間のうち2か年未満に収まっている。	実際の歳入額が予算書上の92%未満または116%以上である年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。	実際の歳入額が予算書上の94%未満または112%以上である年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。	実際の歳入額が予算書上の97%未満または106%以上である年が過去3年間のうち1か年未満に収まっている。
	未払い金残高	4	4(ii) B以上	未払い金の残高が全歳出に占める割合が10%以上である。未払い金の残高に関する信頼性の高い、直近の過去2年分のデータが存在しない。	未払い金の残高が全歳出に占める割合が2~10%以内であり、かつ過去2年間改善が見られない。過去2年間、未払い金の残高に関するデータがアドホックに取り纏められているのみ。	未払い金の残高が全歳出に占める割合が2~10%以内であり、過去2年間改善が見られる。未払い金の残高に関するデータが毎年取り纏められているが、カバーする支出項目や政府機関が完全でない。	未払い金の残高が全歳出に占める割合が2%以内である。未払い金の残高に関する信頼性の高いデータが毎年度末に取り纏められている。
03. 予算の包括性	予算の範囲と規律	7	B以上	年度予算、年度途中の財政報告、決算報告でカバーされていない予算外基金及び疑似財政活動の占める割合が全歳出の5~10%以上。また、予算外基金の管理に関する明確なルールがない、或いは周知されていない。	年度予算、年度途中の財政報告、決算報告でカバーされていない予算外基金及び疑似財政活動の占める割合が全歳出の5~10%。また、予算外基金の管理に関する最低限の基本ルール(=一般予算と整合的なもの)が整備され、主要な予算外基金で実行されている。	年度予算、年度途中の財政報告、決算報告でカバーされていない予算外基金及び疑似財政活動の占める割合が全歳出の1~5%。また、予算外基金の管理に関する基本ルール(=一般予算と整合的なもの)が整備され、予算外基金の殆どで実行されている。	年度予算、年度途中の財政報告、決算報告でカバーされていない予算外基金及び疑似財政活動の占める割合が全歳出の1%未満。また、予算外基金の管理に関する明確なルール(=一般予算と整合的なもの)が整備され、全ての予算外基金で実行されている。
04. 予算の分類(*)	GFSの適用状況と深度	5	C以上	予算編成及び予算執行で使用される予算分類がGFSに則っていない、則っている場合でも所管別分類(行政機関別)にとどまる。	予算編成及び予算執行において、GFSの所管別(行政機関別)、使途別分類が使用されている。	予算編成及び予算執行において、GFSの所管別(行政機関別)、使途別、目的別(主要経費別)が使用されている。目的別分類では主要10項目の分類が適用されている。	予算編成及び予算執行において、GFSの所管別(行政機関別)、使途別、目的別(主要経費別)が使用されている。(注: 下位区分についてはプログラム分類が適用されているケースもあり。)
05. 予算編成手法・予算配分(*)	スケジュールの明文化と順守状況	11(i)	B以上	予算編成スケジュールが明確化されているが、スケジュールの遅延が常態化している。明確化されているが順守されていない。その結果、ライン省庁が予算要求作業を行う期間が十分に確保されていない。	予算編成スケジュールが明確化されているが、スケジュールの遅延が常態化している。明確化されているが順守されていない。その結果、ライン省庁が予算要求作業を行う期間が十分に確保されていない。	予算編成スケジュールが明確化されている。スケジュールの遅延が常態化しているものの、財務省からライン省庁へのシーリング通知から提出まで少なくとも4週間が確保されている。その結果、ライン省庁は詳細な要求書の取り纏め作業を行えている。	予算編成スケジュールが明確化され、順守されている。財務省からライン省庁へのシーリング通知から提出まで少なくとも6週間が確保されている。その結果、ライン省庁は詳細な要求書の取り纏め作業を行えている。
	シーリングの有効性	11(ii)	B以上	財務省からライン省庁に対して概算要求基準(シーリング)が提示されていない。提示されている場合でも、シーリングの根拠が薄い。内閣がシーリングを承認するタイミングは財務省によるライン省庁へのシーリング提示前ではなく、ライン省庁が予算要求書の取り纏め作業を終え、議会に政府予算案を提出する直前である。その結果、内閣が政府予算案を修正する時間的余裕がない。	財務省からライン省庁に対して、所管別或いは目的別分類の何れかに基づいて概算要求基準(シーリング)が提示されている。内閣がシーリングを承認するタイミングは財務省によるライン省庁へのシーリング提示前である。議会提出の直前ではないものの、ライン省庁が予算要求書の取り纏め作業を終える前であり、内閣が政府予算案の修正を行うことが事実上困難である。	財務省からライン省庁に対するシーリングが包括的かつ明確に提示されている。内閣がシーリングを承認するタイミングは財務省によるライン省庁へのシーリング提示前であるものの、ライン省庁が予算要求書の取り纏め作業を終える前であり、内閣が政府予算案の修正を行うことが可能である。	開議を経た上で、財務省からライン省庁に対するシーリングが包括かつ明確に提示されている。内閣が政府予算案の修正を行うことが可能である。
	予算成立のタイミング	11(iii)	B以上	過去3年間のうち2か年において、予算成立時期が当年度開始後2か月以上遅れている。	過去3年間のうち2か年において、予算成立時期の遅れが当年度開始後2か月以内に収まっている。	過去3年間のうち1か年において、予算成立時期の遅れが当年度開始後2か月以内に収まっている。	過去3年間、予算が当年度開始前に成立している。
	議会による予算審議期間	27	B以上	議会において予算案の審議手続きが存在しない。存在する場合でも、尊重されていない。審議時間が1か月未満である。また、年度途中の予算見直し手続きが存在するが、曖昧な箇所が存在したり、順守されていない。	議会において予算案は歳入・歳出にわたり詳細に審議されている。審議手続きが存在するが、包括でなく尊重されていない。審議時間が1か月以上確保されている。また、年度途中の予算見直し手続きが存在するが、尊重されているとはいえない。所管別予算の再配分や年度予算の増額が可能である。	議会において予算案は財政政策や総額、歳入・歳入の詳細にわたり審議されている。審議手続きが存在し、尊重されている。審議時間が2か月以上確保されている。また、年度途中の予算見直し手続きが存在し、尊重され、かつ制限が設けられている。	議会において予算案は財政政策や中期財政フレーム、中期の重点事項、歳入・歳入の詳細にわたり審議されている。審議手続きが確立し、尊重されている。審議時間が2か月以上確保されている。また、年度途中の予算見直し手続きが存在し、尊重され、かつ制限が設けられている。
06. 予算における中期的な視点(*)	マクロ経済推計の精度	12(i)	C以上	マクロ経済の推計作業が行われていない。	過去2年間にわたり、総額ベースで財政の推計作業が行われている。	過去2年間にわたり、使途別、目的別/セクター分類の主要項目別に総額ベースで財政の推計作業が行われている。複数年度の推計結果を踏まえ、年次ベースの予算編成作業のシーリングが決定されている。それらに乖離がある場合でも説明が付けられている。	過去3年間にわたり、使途別、目的別/セクター分類の主要項目別に総額ベースで財政の推計作業が行われている。複数年度の推計結果を踏まえ、年次ベースの予算編成作業のシーリングが決定されている。それらに乖離がある場合でも説明が付けられている。
	DSAの実施状況と範囲	12(ii)	C以上	過去3年間、債務持続性分析(DSA)が行われていない。	過去3年間、少なくとも対外債務のDSAが一度は行われている。	過去3年間、対外債務及び国内債務のDSAが少なくとも一度は行われている。	過去3年間、対外債務及び国内債務のDSAが毎年行われている。
	投資予算と経常予算のリンク	12(iii)	C以上	投資予算と経常予算の策定プロセスのリンクが弱い。	投資予算の策定プロセスでセクター開発戦略や経常予算とのリンクが弱い。	投資予算の策定プロセスでセクター開発戦略に基づき立案されている。投資予算のセクター別配分に基づき、経常予算が配分されている。	投資予算がセクター開発戦略に基づき立案されている。投資予算のセクター別配分に基づき、経常予算が配分されている。
07. 予算編成作業における業績評価の取扱(*)	業績予算の仕組みと適用可能性	-	-	業績予算を念頭に置いた業績評価の効果が仕組みが存在しない。(例: Result-chainや有効な指標の不備)。	業績予算のための業績評価の仕組みが存在する。それに基づき、主要省庁で実際に業績評価が行われ、評価結果が取り纏められているが、想定どおりに活用されるに至っていない。	業績予算のための業績評価の仕組みが存在する。それに基づき、主要省庁で実際に業績評価が行われ、評価結果が取り纏められている。業績予算のタイプに応じて、業績評価結果が活用されているとともに、内部監査や外部監査で業績評価が意識されている。業績評価は対外公開されている。	業績予算のための業績評価の仕組みが存在する。それに基づき、全省庁で実際に業績評価が行われ、評価結果が取り纏められている。業績予算のタイプに応じて、業績評価結果が活用されているとともに、内部監査や外部監査で業績評価が意識されている。業績評価は対外公開されている。
08. 現金管理・計画、予算配賦(*)	政府現金残高の把握頻度	17(ii)	B以上	政府現金残高の把握が不定期に行われている。	政府現金残高の把握が少なくとも月次ペースで行われている。	殆どの政府現金残高の把握が少なくとも週次ペースで行われている。しかし、予算外基金は対象外となっている。	全ての政府現金残高の把握が日次ペースで行われている。
	銀行突合の頻度	22(ii)	B以上	Treasury管理下にある公金口座の突合の間隔が四半期以上空いている。	Treasury管理下にある公金口座の突合が当該四半期終了後8週間以内の頻度で行われている。	Treasury管理下にある公金口座の突合が当該四半期終了後4週間以内の頻度で行われている。	中央省庁の全ての公金口座の突合が当該四半期終了後4週間以内の頻度で行われている。
	現金管理	16(i)	C以上	現金需要予測及びモニタリングが行われていない。行われている場合でも精度が低い。	現金需要予測及びモニタリングが行われている。しかし、アップデート作業が行われていない。行われている場合でも、部分的、不定期である。	会計年度ベースで現金需要予測が行われ、少なくとも四半期ペースでアップデート作業が行われている。	会計年度ベースで現金需要予測が行われ、月次ペースでアップデート作業が行われている。
	コミットメント上限の情報の精度、コミットメント・ルール	16(ii)	C以上	財務当局からライン省庁に対するコミットメント上限額は対象期間開始の1か月前を切るタイミングで提示されている上、上限額の精度は低い。	ライン省庁に対するコミットメント上限額は対象期間開始の1~2か月前に提示され、その精度は高い。	ライン省庁に対するコミットメント上限額は対象期間開始の四半期前に提示され、その精度は高い。	ライン省庁に対するコミットメント上限額は対象期間開始の半年前に提示され、その精度は高い。
09. 債務管理(*)	年度途中の予算見直しの頻度	16(iii)	C以上	年間予算の見直し頻度が高頻度に行われるとともに、見直しプロセスの透明性が低い。	年間予算の見直し頻度が高頻度に行われるとともに、見直しプロセスの透明性が部分的に確保されている。	年間予算の見直しは年1~2回程度であり、見直しプロセスの透明性が確保されている。	年間予算の見直しは年1~2回程度であり、見直しプロセスの透明性及び予見性が確保されている。
	債務データ記録の精度	17(i)	B以上	対外債務及び国内債務の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が少なくとも年1回行われている。債務データの精度は高い一方、記録と実際の金額に乖離が生じている。債務残高及び利払いに関する報告の取り纏め作業がアドホック・ベースで行われている。	対外債務及び国内債務の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が少なくとも年1回行われている。債務データの精度は非常に高い一方、記録と実際の金額に乖離が生じている。債務残高及び利払いに関する報告の取り纏め作業が少なくとも年1回行われている。	対外債務及び国内債務の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が四半期ペースで行われている。債務データの精度は非常に高い一方、記録と実際の金額に乖離が生じている。債務残高及び利払いに関する報告の取り纏め作業が少なくとも年1回行われている。	対外債務及び国内債務の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が四半期ペースで行われている。債務データの精度は非常に高く、記録と実際の金額の突合上の問題も存在しない。債務残高及び利払いその他の債務関連業務に関する報告の取り纏め作業が少なくとも年1回行われている。
	地方政府、公社・公団レベルの財政モニタリングの頻度と精度	9	B以上	独立政府機関、公社・公団の監視が年次ペースで行われていない。行われている場合でも不完全である。地方政府の財政モニタリングが年次ペースで行われていない。行われている場合でも不完全である。	主要な独立政府機関、公社・公団の殆どで中央政府に対して年次財務報告が提出されているが、完全でない。地方政府の財政モニタリング(ネット)が年次ペースで行われているが、完全でない。	全ての主要な独立政府機関、公社・公団の殆どで中央政府に対して(監査済み)の年次財務報告が提出され、フィスカルリスクが記載されている。地方政府の財政モニタリング(ネット)が年次ペースで行われ、かつフィスカルリスクも記載されている。	全ての主要な独立政府機関、公社・公団の殆どで中央政府に対して(監査済み)の半年ペースで財務報告が提出され、少なくとも年次ペースでフィスカルリスク(ネット)が年次ペースで行われ、かつフィスカルリスクも記載されている。
借入・保証発行における規律	17(iii)	B以上	中央レベルの政府機関による借款契約や保証供与が統一的な仕組みによって管理されていない。	中央レベルの政府機関による借款契約や保証供与が常に統一的な仕組みによって管理されている。しかし、ガイドライン、基準、シーリングに基づかず判断されている。	中央レベルの政府機関による借款契約や保証供与が統一的な仕組みによって常に抑えられている。	中央レベルの政府機関による借款契約や保証供与が透明性のある基準・フィスカルターゲットに基づき管理されている。	
10. 資産管理	資産データの記録の頻度と精度	-	-	資産の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が少なくとも年1回行われている。資産データの精度は高いと考えられるが、記録と実際の金額に乖離が生じている。資産に関する報告の取り纏め作業がアドホック・ベースで行われている。	資産の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が四半期ペースで行われている。資産データの精度は非常に高いと考えられるが、記録と実際の金額に乖離が生じている。資産に関する報告の取り纏め作業が少なくとも年1回行われている。	資産の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が四半期ペースで行われている。資産データの精度は非常に高く、記録と実際の金額の突合上の問題も存在しない。資産に関する報告の取り纏め作業が少なくとも年1回行われている。	資産の記録が完全かつ更新されている。帳簿上の記録と実際の金額の突合が四半期ペースで行われている。資産データの精度は非常に高く、記録と実際の金額の突合上の問題も存在しない。資産に関する報告の取り纏め作業が少なくとも年1回行われている。
11. 歳入統制	-	-	-	(注) 共同作成のマトリックスを使用			
12. 会計手続き	会計手続きの整備と運用状況	20(ii)(iii)	B以上	会計処理の手続き・記録に関する基本的な内部統制ルールが整備・周知され、運用されているが、正当化なしに例外処理がなされるなど、重大な懸念が存在する。過剰なルールがみられ、手続きの非効率化、遅延を発生させている。	会計処理の手続き・記録に関する基本的な内部統制ルールが整備・周知され、概ね順守されているが、正当化なしに例外処理がなされるケースがみられる。過剰なルールがみられ、手続きの非効率化、遅延を発生させている。	会計処理の手続き・記録に関する基本的な内部統制ルールが整備・周知され、正当化なしに例外処理がなされるケースがみられる。過剰なルールがみられ、手続きの非効率化、遅延を発生させている。	会計処理の手続き・記録に関する内部統制ルールが効率的かつ広範囲に整備・周知され、順守されている。
	支出面のコミットメント・ルールの範囲と実施状況	20(i)	B以上	支出のコミットメント・ルールが存在しない。ルールが存在する場合でも、順守されていない。	支出のコミットメント・ルールが整備・運用されているが、支出項目の適用範囲が部分的である。	支出のコミットメント・ルールが整備・運用されている。コミットメントは一部の例外を除き現金残高及び(主要歳出項目)の年間予算の範囲内に限定されている。	支出のコミットメント・ルールが整備・運用されている。コミットメントは現金残高及び(主要歳出項目)の年間予算の範囲内に限定されている。

PFM機能	見る目	PEFA指標	PFMコア基準目安	PFM改革の進捗の尺度			
				レベル1 (PEFA=D)	レベル2 (PEFA=C)	レベル3 (PEFA=B)	レベル4 (PEFA=A)
13. 調達	公共調達制度の包括性、競争性	19(i)	B以上	公共調達における、①調達制度の組織機構・手続き手順が明確、②調達情報への一般からのアクセス確保、③全ての政府機関への公共調達ルールの適用、④公共調達における競争入札の前提、それ以外の場合の理由づけ、⑤政府が調達情報を提供（調達計画、入札、入札結果、不服申し立て）、⑥調達監視制度の整備・運用のうち、何れも実行されていない。	左記のうち、2~3種類が実行されている。	左記のうち、4~5種類が実行されている。	左記の全てが実行されている。
14. 内部監査 (注：IIAキャパシタリティマトリックスを併用)	監査の種類。誰が誰に対して説明責任を果たすか。フォローアップとアクションの実施状況		(参考) P1-21 C以上	政府全体の内部監査の規則、ガイドラインが整備されていない。各機関で内部監査委員会が設置されていない。設置されている場合でも、少数の省庁にとどまる。コンプライアンス監査及び会計検査が体系的に行われていない。内部監査報告書が作成されていない。作成されている場合でも、不定期に作成されている。監査委員会が十分に審議されていない。監査委員会の提言が出されていない。出されている場合でもフォローされていない。	政府全体の内部監査の規則、ガイドラインが整備されている。各機関で内部監査委員会の設置が進みつつある。中央の主要省庁でコンプライアンス監査及び会計検査が行われているが、IIA標準に則っていない。リスクベース監査が部分的に実施されている。各機関で内部監査報告書が定期的に行われているが、財務省や外部監査機関に提出されていない。監査委員会で十分に審議されていない。監査委員会の提言に対してアクションが起きているが、遅れが散見される。	政府全体の内部監査の規則、ガイドラインが整備されている。半数以上の機関で内部監査委員会の設置が進んでいる。中央省庁の過半数以上でコンプライアンス監査及び会計検査が行われており、IIA標準に実質的に準拠している。リスクベース監査が部分的に行われている。各機関で内部監査報告書が定期的に行われており、財務省や外部監査機関に提出されている。監査委員会で審議されている。多くの場合、提言に対してアクションが迅速かつ包括的に起きている。	政府全体の内部監査の規則、ガイドラインが整備されている。全ての中央省庁で内部監査委員会が設置されている。コンプライアンス監査及び会計検査その他の内部監査が行われており、IIA標準に実質的に準拠している。リスクベース監査が実施されている。各機関で内部監査報告書がスケジュールどおりに定期的に行われており、財務省や外部監査機関に提出されている。監査委員会で審議されている。提言に対してアクションが迅速かつ包括的に起きている。
15. 報告 (*)	財政情報へのアクセス	10	-	年次予算、年度途中の財政報告、決算書、外部監査報告書、入札結果情報、サービス提供部門が利用可能なリソースの情報の何れも対外公表されていない。	年次予算、年度途中の財政報告、決算書、外部監査報告書、入札結果情報、サービス提供部門が利用可能なリソースの情報のうち、1~2種類が対外公表されている。	年次予算、年度途中の財政報告、決算書、外部監査報告書、入札結果情報、サービス提供部門が利用可能なリソースの情報のうち、3~4種類が対外公表されている。	年次予算、年度途中の財政報告、決算書、外部監査報告書、入札結果情報、サービス提供部門が利用可能なリソースの情報のうち、5~6種類が対外公表されている。
	年度途中の財政報告書作成の質とタイミング	24	C以上	予算と財政報告の記載内容は所管別分類にとどまり、かつ整合的ではなく比較できない。四半期報告が作成されていない。作成されている場合でも（当該四半期終了後）8週間以上経過後に発行されている。データの精度が悪く、使用できない。	予算と財政報告は所管別分類の機関レベルであれば比較可能である。支出はコミットメントベースと支出ベースの何れかが記載されている、或いは何れも記載されていない。四半期報告は（当該四半期終了後）8週間以内に発行されている。データの精度に懸念があるが、データの精度に支障を来す程ではない。	予算と財政報告は所管別分類の機関レベルであれば比較可能である。その他分類はいくつかの総額が記載されている。支出はコミットメントベースと支出ベースの両方が記載されている。四半期報告は（当該四半期終了後）6週間以内に発行されている。データの精度に懸念があるが、整合性はある程度確保されている。	予算と財政報告の記載内容の分類は完全に一致している。報告書には全項目が記載されている。支出はコミットメントベースと支出ベースの両方が記載されている。四半期報告は（当該四半期終了後）4週間以内に発行されている。データの精度は高い。
	報告作成の質とタイミング	25	C以上	政府全体の決算報告が年次ベースで作成されていない。作成されている場合でも、重要事項の記載漏れがある。会計基準が開示されていない。決算報告が統一された様式で作成されていない。財政データの精度が悪く、監査に使用できない。外部監査機関への決算報告の提出が（対象年度終了後）15か月以上経過後である。	政府全体の決算報告が年次ベースで作成されていないが、歳入、歳出、銀行口座残高に関する情報が完全ではない。決算報告が統一された様式で作成されている。会計基準が部分的に開示されている。外部監査機関への決算報告の提出が（対象年度終了後）15か月以内である。	政府全体の決算報告が年次ベースで作成されている。一部の例外を除き、歳入、歳出、金融資産・負債が記載されている。IPSAS或いは同等の基準が適用されている。外部監査機関への決算報告の提出が（対象年度終了後）10か月以内である。	政府全体の決算報告が年次ベースで作成されている。歳入、歳出、金融資産・負債がすべて記載されている。IPSAS或いは同等の基準が適用されている。外部監査機関への決算報告の提出が（対象年度終了後）6か月以内である。
16. 財務マネジメント情報システム	会計システムの実施状況と適用範囲	-	-	基礎的な会計システムが導入され、ある程度稼働している。IFMIS導入の前提条件がある程度整っていない。（例：勘定科目、会計手続き・運用、IT部門人材、O&M予算等）	主要な中央省庁・機関（Big spender）の一部の部局でIFMIS（一部機能或いは全部）が導入されている。IT部門の人材配置及びO&M予算確保が進みつつある。	主要な中央省庁・機関（Big spender）でIFMIS（一部機能或いは全部）が導入され、概ね稼働している。IT部門の人材配置及びO&M予算確保がある程度実行されている。	全中央省庁・機関でIFMIS（一部機能或いは全部）が導入され、概ね稼働している。IT部門の人材配置及びO&M予算確保が概ね実行されている。
17. 外部監査/議会による精査 (*)	監査の種類。誰が誰に対して説明責任を果たすか。フォローアップとアクションの実施状況	26-28	C以上	外部監査における中央政府機関の対象範囲が全歳出の25%未満である。対象範囲はそれ以上である場合でも、監査対象から重要事項が外れている。議会に対する外部監査報告書の提出は対象年度終了後12か月以上経過後である。議会による監査報告書へのレスポンス・フォローアップが行われていない。	毎年、中央政府機関で外部監査が実施されている。対象範囲が全歳出の少なくとも50%。監査対象は会計検査が中心であるが、監査対象に重要事項が含まれている。監査基準の公開は十分でない。議会に対する外部監査報告書の提出は対象年度終了後12か月以内である。議会による監査報告書へのレスポンスが行われているが、遅延が散見されたり、網羅していない。フォローアップが十分に行われていない。	毎年、中央政府機関で外部監査が実施されている。対象範囲が全歳出の少なくとも75%である。監査基準に基づく会計検査が幅広く行われ、重要事項やリスクのある事項が含まれる。議会に対する外部監査報告書の提出は対象年度終了後8か月以内である。議会による監査報告書へのレスポンスはタイムリーかつ公式に行われているが、フォローアップが十分に行われていない。	毎年、全ての中央政府機関を対象に歳入、歳入、資産に関する外部監査が行われている。監査基準に則り、会計検査で行われるとともに、業績監査が部分的に実施されている。重要事項やリスクのある事項が含まれる。議会に対する外部監査報告書の提出は対象年度終了後4か月以内である。議会による監査報告書へのレスポンス及びフォローアップが効果的かつタイムリーに行われている。